

※取扱期間中の金利情勢等諸事情により、取扱の中止・金利の見直しをする場合がございます。

ご利用 いただける方 当JAで公的年金をお受取りの方、または当JAにお受取り口座をご指定いただいた方は、 定期貯金・定期積金についておトクな上乗せ金利でお預かりいたします!

### 《組合員限定》JAの定期貯金商品概要 ※詳しくは窓口にお問合せください。

商	品	すこやか定期貯金 スーパー定期貯金〈単利型〉	子育て応援定期貯金 「キッズサポート」	退職金定期貯金「ネクストライフ」	JA共済満期金定期貯金 「満期金プラス」	相続定期貯金 スーパー定期貯金・大口定期貯金		
ごけ	利 用 頂	以下の条件のいずれかを満たす個人に限定します。 当組合で公的年金振込の受取を既に開始している方 当組合で公的年金振込を新たに開始される方 公的年金振込の受取指定を当 組合に変更される方 ※公的年金とは、国民年金・厚生年	スーパー定期貯金(単利型)  ジ契約時18歳未満のお子様がいる保護者の方で、そのお子様と住所同一世帯の方  *ご契約者名義は子育てされている保護者の方に限ります。  *保険証等によりお子様の年齢を確認させて頂きます。	スーパー定期貯金・大口定期貯金  ○個人(退職後2年以内の方) ※退職証明等で確認させていただきます。	スーパー定期貯金・大口定期貯金  ○JA共済満期金受取者  ○JA共済満期金受取後1年以内 の方	○個人(組合員の方または組合員加入いただける方) 和人いただける方) ○相続開始後2年以内に当JAを含む金融機関等での相続手続 によりる事や相続での取得資金に関係する確認書類をご提出い ただける方。 ※遺産分割協議書・金融機関に提出		
		金・共済組合年金または農業者年 金をいいます。 ※この貯金は公的年金の受取りをさ れているお客様名義に限ります。				した相続手続依頼書等		
期	間	定型方式 1 年 (非自動継続・自動継続)		定型方式1年	(自動継続)			
預	入方法	証書式・通帳式 (通帳式は自動継続に限ります。)		証書式	・通帳式			
お	預入金額	1人総額1,000万円を限度	10万円以上500万円以下 (父母双方お子様1人につき500 万円まで)	○スーパー定期貯金:100万円以上 1,000万円未満 ○大口定期貯金:1,000万円以上 (お一人様、退職金の受取額の 範囲内を限度)	○スーパー定期貯金:1,000万円 未満 ○大口定期貯金:1,000万円以上 (JA共済満期金の範囲内)	○スーパー定期貯金:100万円以上 1,000万円未満(相続により取得 した金額まで) ○大口定期貯金:1,000万円以上 (相続により取得した金額まで)		
	入単位			1 円単位				
利	戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。  ○預入時の約定利率(スーパー定期貯金の店頭表示利率に年0.15%を上乗せした利率)を満期日まで適用します。自動継続時には、自動継続時の店頭表示利率を適用します。 ○なお、スーパー定期で預入し、継続時の金額が1,000万円以上になった場合でも、スーパー定期貯金として継続いたします。  ○非自動継続を選択した場合、満期日以降の利息は解約日または書換継続日における普通貯金利率により計算します。 ○ただし、預入期間を通じて公的年金の受取指定が継続されない場合は記載の利率にかかわらず、預入日当日の1年ものスーパー定期貯金の店頭表示利率を、適知することなく預入日にさか						
		のぼって適用します。						
27	(2)利払頻度 (3)計算方法	○満期日以後に一括して支払いま	* *					
	(3)計員方法							
$\vdash$		○20 21E0/ (団#H1E 21E0/ 4	サナガ50/)×の公離細粉 ×今和	10年12日21日土での海田とかり=	t <del></del>			
t	(4)税 金			19年12月31日までの適用となりま 問合せください。	ます。			
手付		○金利は店頭の金利表示ボードに	表示しています。または、窓口でお い者等を対象とする「少額貯蓄非課;	問合せください。 —	<b>इ</b> चृ			
手付	(4)税 金 (5)金利情報の入手方法 数 料 加できる	○金利は店頭の金利表示ボードに ○スーパー定期貯金:マル優(障が ○大口定期貯金:マル優の取扱いに ○スーパー定期貯金	表示しています。または、窓口でよい者等を対象とする「少額貯蓄非課なできません。	問合せください。 一 悦制度」)の取扱いができます。 切捨て)により計算した利息とともに ○大口定期貯金	こ払い戻します。			
手 付特 中	(4)税 金 (5)金利情報の入手方法 数 料 加できる	○金利は店頭の金利表示ボードに ○スーパー定期貯金:マル優(障が ○大口定期貯金:マル優の取扱いに ○スーパー定期貯金 ○スーパー定期貯金 満期日前に解約する場合は、以下 ・6か月未満	表示しています。または、窓口でよい者等を対象とする「少額貯蓄非課けできません。 下の中途解約利率(小数点第4位以下解約日における普通貯金利率	問合せください。	こ払い戻します。  田までに解約する場合 以計算した利率が0%を下回るときは 貯金の利率 ×30% )×(約定日数-預入日数) (入日数 の貯金の元金を証書または通帳記載 される利率を基準として算出した当し に解約する場合 にと利率(Bの算式により計算した) とします。	成の満期日までに新たに預入すると A所定の利率とします。		
手付特中の貯	(4)税 金 (4)税 数 対 数 料 か き 項 総制制制 約 解 扱 解 扱 解 財 解 財 を 保 保 降 し た の と す の と も の と す の と す の と も の と も も の と も の	○金利は店頭の金利表示ボードに ○スーパー定期貯金:マル優(障が ○大口定期貯金:マル優の取扱いに ○スーパー定期貯金:マル優の取扱いに ○スーパー定期貯金 満期日前に解約する場合は、以下 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満	表示しています。または、窓口でよい者等を対象とする「少額貯蓄非課さできません。 「の中途解約利率(小数点第4位以下解約日における普通貯金利率約定利率×50%	問合せください。	正払い戻します。  田までに解約する場合 以計算した利率が0%を下回るときは 貯金の利率 ×30% )×(約定日数-預入日数) (入日数 の貯金の元金を証書または通帳記載 される利率を基準として算出した当力。 に解約する場合 はした利率(Bの算式により計算した) ととします。 ×30% )×(約定日数-預入日数) (入日数	ぱの満期日までに新たに預入すると A所定の利率とします。 利率が0%を下回るときは0%とし		
手付特中の貯	(4)税 金 6全利購取の入手方法 数 料 加で事項 途解解 約 時い	○ 金利は店頭の金利表示ボードに ○ スーパー定期貯金:マル優(障が ○ 大口定期貯金:マル優の取扱いに ○ スーパー定期貯金 満期日前に解約する場合は、以下 ・ 6か月よ満 ・ 6か月以上1年未満 ・ 6か月以上1年未満	表示しています。または、窓口でよい者等を対象とする「少額貯蓄非課けできません。 「の中途解約利率(小数点第4位以下解約日における普通貯金利率約定利率×50%	問合せください。	こ払い戻します。 日までに解約する場合 計算した利率が0%を下回るときは 貯金の利率 ×30% )×(約定日数一預入日数) [入日数 の貯金の元金を証書または通帳記載 される利率を基準として算出した当」 に解約する場合 にた利率(Bの算式により計算した とします。 ×30% )×(約定日数一預入日数) [入日数	ぱの満期日までに新たに預入すると A所定の利率とします。 利率が0%を下回るときは0%とし		
手付特中の貯	(4)税 金 (4)税 数 対 数 料 か き 項 総制制制 約 解 扱 解 扱 解 財 解 財 を 保 保 降 し た の と す の と も の と す の と す の と も の と も も の と も の	○ 金利は店頭の金利表示ボードに ○ スーパー定期貯金:マル優(障が ○ 大口定期貯金:マル優の取扱いに ○ スーパー定期貯金:マル優の取扱いに ○ スーパー定期貯金 満期日前に解約する場合は、以 ・ 6か月以上1年未満	表示しています。または、窓口でおいる音等を対象とする「少額貯蓄非課さできません。  「の中途解約利率(小数点第4位以下解約日における普通貯金利率約定利率×50%  を除く他の貯金等(全額保護されるいう3条件を満たすもの)を除く。という3条件を満たすもの)を除く。という3条件を満たすもの)を除く。という3条件を満たすもの)を除く。という3条件を満たすもの)を除く。という3条件を満たすもの)を除く。という3条件を満たすもの)を除く。という3条件を満たすもの)を除く。という3条件を満たすもの)を除く。という3条件を満たすもの)を除く。という3条件を満たする。	問合せください。	こ払い戻します。 日までに解約する場合 J計算した利率が0%を下回るときは 貯金の利率 ×30% )×(約定日数-預入日数) i入日数 の貯金の元金を証書または通帳記載 される利率を基準として算出した当よい はした利率(Bの算式により計算したはとします。 ×30% )×(約定日数-預入日数) i入日数 は済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段が貯金保険により保護されます。 話:042-535-1061)にお申し出くが	成の満期日までに新たに預入すると A所定の利率とします。 利率が0%を下回るときは0%とし が開立のうち、「無利息、要求払い、ジャ		
手付特中の貯(ご	(4)税 金 (4)税 数 料 か き 項 (4)税 数 料 か き 項 (4)税 数 料 (5)	○金利は店頭の金利表示ボードに ○スーパー定期貯金:マル優(障が ○大口定期貯金:マル優の取扱い。 ○スーパー定期貯金:マル優の取扱い。 ○スーパー定期貯金 満期日前に解約する場合は、以下 ・6か月よ清 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満	表示しています。または、窓口でおいる音等を対象とする「少額貯蓄非課すできません。  「の中途解約利率(小数点第4位以下解約日における普通貯金利率約定利率×50%  を除く他の貯金等(全額保護されるいう3条件を満たすもの)を除く。とに「苦情等」という。)につきましては、過速かつ適切な対応に努め、苦情等を受ける6837-1359)でも、苦情等を受ける直接解決を図りたい場合は、次の弁に電話番号	問合せください。	こ払い戻します。 日までに解約する場合 J計算した利率が0%を下回るときは 貯金の利率 ×30%  )×(約定日数-預入日数) i入日数 の貯金の元金を証書または通帳記載 される利率を基準として算出した当人 に解約する場合 Iした利率(Bの算式により計算した) とします。 ×30%  )×(約定日数-預入日数) i入日数  i済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段が貯金保険により保護されます。	成の満期日までに新たに預入するとA所定の利率とします。 利率が0%を下回るときは0%とし 対策金のうち、「無利息、要求払い、 ださい。当JAでは規則の制定などき		
手付特中の貯(苦お	(4)税 金 (4)税 数 料 数 料 加 約 き項 解 類 類 解 類 解 類 解 類 解 類 (2) による (3) による (4) 税	○金利は店頭の金利表示ボードに ○スーパー定期貯金:マル優(障が ○大口定期貯金:マル優の取扱いに ○スーパー定期貯金:マル優の取扱いに ○スーパー定期貯金 満期日前に解約する場合は、以 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満	表示しています。または、窓口でおい者等を対象とする「少額貯蓄非課けできません。  「の中途解約利率(小数点第4位以下解約日における普通貯金利率約定利率×50%  「苦情等」という。)につきましては、記まかつ適切な対応に努め、苦情等を受ける6837-1359)でも、苦情等を受ける6837-1359)でも、苦情等を受ける1359)でも、苦情等を受ける1359)でも、苦情等を受ける1359)でも、苦情等を受ける1359)でも、苦情等を受ける1359)でも、苦情等を受ける1359)でも、苦情等を受ける1359)でも、苦情等を受ける1359)でも、苦情等を受ける1359)でも、苦情等を受ける1359)でも、苦情等を受ける1359)でも、苦情等を受ける1359)でも、苦情等を受ける1359)でも、苦情等を受ける1359)でも、苦情等を受ける1359)でも、1359)でも、1359)では、135	問合せください。	正払い戻します。 日までに解約する場合 J計算した利率が0%を下回るときは 貯金の利率 ×30% )×(約定日数-預入日数) i入日数 の貯金の元金を証書または通帳記載 される利率を基準として算出した当よ に解約する場合 「した利率(Bの算式により計算した: とします。 ×30% )×(約定日数-預入日数) i入日数  i入日数  i入日数  i入日数  i、(約定日数-預入日数) i、(前定日数-預入日数) i、(前定日数-可入日数) i、(前定日数) i、(前定日数)) i、(前定日本数)) i、(前定日本	成の満期日までに新たに預入する。A所定の利率とします。 利率が0%を下回るときは0%として貯金のうち、「無利息、要求払い、 ださい。当JAでは規則の制定など		
手付特中の貯(苦お	(4)税 金 金 M M M M M M M M M M M M M M M M M	○金利は店頭の金利表示ボードに ○スーパー定期貯金:マル優(障が ○大口定期貯金:マル優の取扱いに ○スーパー定期貯金:マル優の取扱いに ○スーパー定期貯金:満期日前に解約する場合は、以下 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満 ・6か月以上1年未満	表示しています。または、窓口でおい者等を対象とする「少額貯蓄非課さできません。  「の中途解約利率(小数点第4位以下解約日における普通貯金利率約定利率×50%  「苦情等」という。)につきましては、温速かつ適切な対応に努め、苦情等の6837-1359)でも、苦情等を受けたい場合は、次の弁電話番号 ロ3-3581-0031 ロ3-3595-8588	問合せください。	こ払い戻します。 日までに解約する場合 J計算した利率が0%を下回るときは 貯金の利率 ×30%  )×(約定日数一預入日数) i入日数 の貯金の元金を証書または通帳記載 される利率を基準として算出した当人 に解約する場合 「した利率(Bの算式により計算した。 とします。 ×30%  )×(約定日数一預入日数) i入日数  ご済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段が貯金保険により保護されます。  話:042-535-1061)にお申し出くが  受付時間  9:30~12:00/13:00~15:0	成の満期日までに新たに預入するのA所定の利率とします。 利率が0%を下回るときは0%として 対象のうち、「無利息、要求払い、 ださい。当JAでは規則の制定など の0000		
手 付特 中の 貯(ご言お	(4)税 金 金 M M M M M M M M M M M M M M M M M	○金利は店頭の金利表示ボードに ○スーパー定期貯金:マル優(障が) ○大口定期貯金:マル優の取扱いに ○スーパー定期貯金:マル優の取扱いに ○スーパー定期貯金 満期・6か月末満・6か月以上1年未満・6か月以上1年未満・6か月以上1年未満・6か月以上1年未満・6か月以上1年未満・6か月以上1年未満・6か月以上1年未満・6が月ができる。当該貯金は当時できるとは、以下情等に対処する態勢を鑑話:03の紛争解決措置へかする態勢を鑑話:03の紛争解決措置へ外部の紛争解決機関を利用して名称東京弁護士会統争解決セング第一東京弁護士会、第一東京弁護士会、第一東京弁護士会、第一東京弁護士会、第一東京弁護士会、現地調停:東京以外の弁護士会、現地調停:東京以外の弁護士会、現地調停:東京以外の弁護士会、後管調停:東京以外の弁護士会、後行をはいる。	表示しています。または、窓口でおいる音等を対象とする「少額貯蓄非課さできません。  「の中途解約利率(小数点第4位以下解約日における普通貯金利率約定利率×50%  「苦情等」という。)につきましては、過速かつ適切な対応に努め、苦情等を受け、直接解決を図りたい場合は、次の弁道を図りたい場合は、次の弁道を図りたい場合は、次の弁道を図りたい場合は、次の弁道を図りたい場合は、次の弁道を図りたい場合は、次の弁道を図りたい場合は、次の弁道を図りたい場合は、次の弁道を図りたい場合は、次の弁道を図りたい場合は、次の弁道を図りたい場合は、次の弁道を図りたい場合は、次の弁道を図りたい場合は、次の弁道を図りたい場合は、次の弁道を図りたい場合は、次の弁道を図りたい場合は、次の弁道を図りたい場合は、次の弁道を図りたい場合は、次の弁道を図りたいます。	問合せください。	日までに解約する場合 日までに解約する場合 計算した利率が0%を下回るときは 貯金の利率 ×30% )×(約定日数-預入日数) (入日数 の貯金の元金を証書または通帳記載 される利率を基準として算出した当か。 に解約する場合 はした利率(Bの算式により計算した。 とします。 ×30% )×(約定日数-預入日数) (入日数 (込日数 (込日数) (込日数 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	成の満期日までに新たに預入するとA所定の利率とします。 利率が0%を下回るときは0%としてお金のうち、「無利息、要求払い、対策金のうち、「無利息、要求払い、対策を対してい。当JAでは規則の制定などを 2000000000000000000000000000000000000		
手 付特 中の 貯( 著お決 そ	(4)税 金 金 M M M M M M M M M M M M M M M M M	○金利は店頭の金利表示ボードに  ○スーパー定期貯金:マル優(障が ○大口定期貯金:マル優の取扱いに ○スーパー定期貯金:マル優の取扱いに ○スーパー定期貯金 満期日前に解約する場合は、以下 ・6か月末満 ・6か月以上1年未満 ・6・日本の課渡性貯金 ・8時間に対処する態勢を整備に以いる ・第一東京弁護士会の裁している。 第一東京弁護士会仲裁セング 東京弁護士会・第一東京弁護士会仲裁セング 東京弁護士会、第一東京弁護士会に ・現地調調停、東京の弁・競士会と ・現地調調停、東京の外の弁法士会と ・移管調停は全国 ・移管調停は全国 ・移管調停は全国	表示しています。または、窓口でおいる書等を対象とする「少額貯蓄非課けできません。  「の中途解約利率(小数点第4位以下解約日における普通貯金利率約定利率×50%  を除く他の貯金等(全額保護される)と利益がでである。とは、15 音には、15 音になった。とは、16 を図りたい場合は、次の弁に16 を図りたいまままた。第二東京共産士会に対します。東京以外の弁護士会が、テレビ会議に16 の弁護士会で実施しているものでは16 の利息は解約日における普通貯金利率	問合せください。	正払い戻します。 日までに解約する場合 J計算した利率が0%を下回るときは 貯金の利率 ×30% )×(約定日数-預入日数) i入日数 の貯金の元金を証書または通帳記載 される利率を基準として算出した当人 にします。 ×30% )×(約定日数-預入日数) i入日数 は() () () () () () () () () () () () () (	成の満期日までに新たに預入するとA所定の利率とします。 利率が0%を下回るときは0%としてお金のうち、「無利息、要求払い、対策金のうち、「無利息、要求払い、対策を対してい。当JAでは規則の制定などを 2000000000000000000000000000000000000		

### 商品概要説明書

すこやか定期貯金

(令和7年4月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<単利型> 愛称:すこやか定期貯金
2. 取扱期間	·令和7年4月1日(火)~令和8年3月31日(火)
3. ご利用いただける方	・組合員限定(組合員の方または組合員加入いただける方) ・以下の条件のいずれかを満たす個人 ○当組合で公的年金振込の受取を既に開始している方 ○当組合で公的年金振込を新たに開始される方 ○公的年金振込の受取指定を当組合に変更される方 ※公的年金とは、国民年金・厚生年金・共済組合年金または農業者年金をいいます。 ※この貯金は公的年金の受取りをされているお客さま名義に限ります。
4. 期間	<ul><li>・定型方式</li><li>1年(非自動継続・自動継続)</li></ul>
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul> <li>・一括預入・証書式または通帳式(自動継続に限る)</li> <li>・1人総額1000万円を限度</li> <li>・1円単位</li> </ul>
6. 払戻方法 7. 利 息	・満期日以後に一括して払い戻します。
<ul><li>(1)適用金利</li><li>(2)利払頻度</li><li>(3)計算方法</li><li>(4)税 金</li><li>(5)金利情報の入手方法</li></ul>	<ul> <li>・預入時の約定利率(スーパー定期貯金の店頭表示利率に年0.15%を上乗せした利率)を満期日まで適用します。</li> <li>・ただし、預入期間を通じて公的年金の受取指定が継続されない場合は、証書記載の利率にかかわらず、預入日当日の1年ものスーパー定期貯金の店頭表示利率を、通知することなく預入日にさかのぼって適用します。</li> <li>・1,000万円でお預けしていただいた場合でも、スーパー定期貯金としてお預かりいたします。</li> <li>・自動継続を選択した場合、自動継続時のスーパー定期の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。なお、継続時の金額が1,000万円以上になった場合でも、スーパー定期貯金として継続いたします。</li> <li>・非自動継続を選択した場合、満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> <li>・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税※令和19年12月31日までの適用となります。</li> <li>・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。</li> </ul>
8. 手数料	
9. 付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ・6か月未満解約日における普通貯金利率・6か月以上1年未満約定利率×50%
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、 決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,00 0万円とその利息が貯金保険により保護されます。

#### 12. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容

苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、 当 J A 支店または本店信用共済部(電話: 042-535-1061) にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢 を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦

情等を受け付けております。

紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の弁護 士会を利用することができます。

名 称	電話番号	受付日	受付時間
東京弁護士会	03-3581-0031	月~金(祝日、年	9:30~12:00
紛争解決センタ	- 03-3361-0031	末年始を除く)	13:00~15:00
第一東京弁護士	会 03-3595-8588	月~金(祝日、年	10:00~12:00
仲裁センター	. 03-3595-8588	末年始を除く)	13:00~16:00
第二東京弁護士	会 03-3581-2249	月~金(祝日、年	9:30~12:00
仲裁センター	. 05-3581-2249	末年始を除く)	13:00~17:00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三 弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出に ついて、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手 続を進める方法もあります。

- ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議シ ステム等により、共同して解決に当ります。
- ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管しま す。

なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもの ではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所また は東京三弁護士会にお問い合わせください。

#### 13. その他参考となる 事項

- ・特別配当金の対象になりません。
- ・自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により 計算します。
- ・募集期間中に急激な金利の変動があった場合には、募集の打切り、金利の見直しを 行う場合もございます。
- ・総合口座で預入れをする場合、利率が上乗せされた定期貯金が総合口座の担保に組 入れされる為、貸越の利率も連動して上乗せされますので、予めご了承ください。
- ・別途、粗品のお渡しはございません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA 東京みどり

## 商品概要説明書

すこやか定期積金

(令和7年4月1日現在)

	(令和7年4月1日現在)
1. 商品名 (愛称)	・定期積金<定額式> 愛称:すこやか定期積金
2. 取扱期間	・令和7年4月1日(火)~令和8年3月31日(火)
3. ご利用いただける方	・組合員限定(組合員の方または組合員加入いただける方) ・以下の条件のいずれかを満たす個人 ○当組合で公的年金振込の受取を既に開始している方 ○当組合で公的年金振込を新たに開始される方 ○公的年金振込の受取指定を当組合に変更される方 ※公的年金とは、国民年金・厚生年金・共済組合年金または農業者年金をいいます。 ※この貯金は公的年金の受取りをされているお客さま名義に限ります。
4. 期間	・2年以上5年以下
5. 預入方法	
(1) 払込方法	・契約期間内で掛金を分割払込
(2) 払込金額 (3) 払込単位	・普通貯金等(契約者口座)からの自動振替による払込に限らせていただきます。 ・1回当たり10,000円以上 ・1円単位
6. 払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い 戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利	・2年以上4年未満の契約期間で当初契約時の店頭表示に0.1%上乗せした年利回りを、4年以上5年までの契約期間で当初契約時の店頭表示に0.15%上乗せした年利回りを満期日まで適用します。
(2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税 金	<ul> <li>・満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算</li> <li>・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税</li> <li>※令和19年12月31日までの適用となります。</li> </ul>
(5) 金利情報の入 手方法	・金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
8. 手 数 料	_
9.中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 当初契約時の年利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
10. 貯金保険制度	•保護対象
(公的制度)	当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

### 11.苦情処理措置お よび紛争解決措置 の内容

苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、 当 J A 支店または本店信用共済部(電話: 042-535-1061)に お申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を 整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

> また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦 情等を受け付けております。

紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の弁護士 会を利用することができます。

名 称	電話番号	受付日	受付時間
東京弁護士会	00 0501 0001	月~金(祝日、年	9:30~12:00
紛争解決センター	03-3581-0031	末年始を除く)	13:00~15:00
第一東京弁護士会	03-3595-8588	月~金(祝日、年	10:00~12:00
仲裁センター		末年始を除く)	13:00~16:00
第二東京弁護士会	03-3581-2249	月~金(祝日、年	9:30~12:00
仲裁センター		末年始を除く)	13:00~17:00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁 護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出につい て、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進 める方法もあります。

- ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議シス テム等により、共同して解決に当ります。
- ・移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあ りません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会に お問い合わせください。

# 1 2. その他参考となる

- ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または 契約時の約定年利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきま
- ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。
- ・掛金を先払いするお取扱いはできません。
- ・別途、粗品のお渡しはございません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA 東京みどり